参考資料1

研究概要: NDB 特別抽出

生活保護受給者の医薬品処方および生活習慣病の実態調査: 公費レセプトを用いたナショナルデータベース (NDB) 特別抽出

京都大学大学院医学研究科健康情報学分野 准教授 高橋由光

研究の名称

医療費適正化に向けた生活保護受給者の医薬品処方および生活習慣病の実態調査

研究の必要性

生活保護受給者数は 216 万人と過去最高水準を維持し、多くの受給者が医療を必要としている。生活に困窮する人に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するために、生活保護受給者の「健康管理支援」と「医療費の適正化」を同時に推進することは切実な課題である。

しかしながら、受給者の健康状態および受診・処方や医療費の実態は明らかとなっていない。医療扶助実態調査も行われているが、他法他施策は生活保護に優先されるため、他の公費負担についても検討をすることが必要である。

ナショナルデータベース(以下、NDB)には、従来、公費負担のレセプトは含まれていなかったが、高齢者の医療の確保に関する法律(以下、高確法)の改正により、NDBにおいて医療扶助、他の公費負担医療で受診したレセプトを利用できる可能性がある。NDBは医療扶助および他の公費負担医療のレセプトを含む唯一のデータベースであり、本研究テーマにとって最適なデータベースであると考えられる。

なお、本研究は、平成29年度厚生労働行政推進調査事業費 医療費適正化に向けた生活保護受給者の医薬品処方および生活習慣病の実態調査:大規模レセプト分析(H29-政策-指定-007)の一環として行われるものである。

研究の概要

本研究では、公費のみのレセプトの特別抽出を行う。レセプト情報等を統計解析し、代表的な生活習慣病である高血圧症・糖尿病・脂質異常症、および精神疾患の罹患状況の把握、さらに、頻回受診、重複受診、重複処方、後発医薬品使用の実態把握を行う。地域差(都道府県レベルを想定)や医療費の内訳についても検討も行う。

研究の計画および実施期間

本研究では、京都大学医の倫理委員会における倫理審査および厚生労働省からのデータ使用許可を得た上で、厚生労働省より電子化・連結可能匿名化されたデータを入手する。これらの電子データが記録されている電子媒体(ハードディスク、DVD-R など)は、健康情報学教室内で、施錠にて管理する。実施期間は、倫理審査委員会承認時から平成31年3月までとする。

データの抽出 (概要)

抽出期間

2009年4月~2017年3月(予定)

単位

診療月

名寄せ

する

ID の桁数 14 桁 (予定)

必要項目

医科、DPC、調剤、歯科:すべて

特定健診、特定保健指導:不要

※生活保護の方の特定健診データは入っていないと考えているため。

また、レセと、特定健診・保健指導は、ID1でのみ名寄せが可能なため

データの抽出条件

【1】公費のみのレセの抽出

案1)

レセプト (医科、DPC、調剤、歯科)の RE レコードのうち、レセプト種別コードが以下の該当するコードであるレセプトを抽出

・レセプト種別コード (医科)

1 2 1 1	" · 公費単独	・入院
1 2 1 2	<i>n</i> • <i>n</i>	• 入院外
1 2 2 1	"・2種の公費併用	・入院
1 2 2 2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・入院外
1 2 3 1	"・3種の公費併用	・入院
1 2 3 2	<i>"</i> "	・入院外
1 2 4 1	"・4種の公費併用	・入院
1 2 4 2	<i>11</i> • <i>11</i>	・入院外
1 2 3 1 1 2 3 2 1 2 4 1	1 ・3種の公費併用1 ・ リ1 ・ 4種の公費併用	・入院 ・入院外 ・入院

・レセプト種別コード (DPC)

	1	
1 2 1 1	"・公費単独	・入院
1 2 2 1	"・2種の公費併用	・入院
1 2 3 1	"・3種の公費併用	・入院
1 2 4 1	"・4種の公費併用	・入院

・レセプト種別コード (調剤)

4 2 1 2	" ・公費単独
4 2 2 2	〃・2種の公費併用
4 2 3 2	" ・3種の公費併用
4 2 4 2	〃・4種の公費併用

・レセプト種別コード (歯科)

3 2 1 1	"	· 公費単独	・入院
3 2 1 2	"	• "	・入院外
3 2 2 1	"	・2種の公費併用	・入院

3 2 2 2	n • n	・入院外
3 2 3 1	"・3種の公費併用	・入院
3 2 3 2	n • n	・入院外
3 2 4 1	"・4種の公費併用	・入院
3 2 4 2	n • n	・入院外

案2)

KO レコード有のもののうち、HO レコード無のレセプトを抽出

【2】公費優先(全額国費)の公費医療の削除

RE レコードのレセプト種別コードが以下のレセプトを削除

13、14:戦傷病者特別援護法(療養の給付、更正医療)

18:原爆被害者援護法

29: 感染症法

30:心神喪失者等医療観察法 (30) のレセプトの削除

参考情報

(高橋からの質問)

NDBでは「公費単独」か「公費+保険の併用」か、わかるのでしょうか?

(富士通の回答)

NDB では、次の2つの方法で判別可能

判別方法 1: RE レコードの項目「レセプト種別」で判別可能です。 判別方法 2: HO レコードと KO レコードの有無で判別可能です。

HO レコード有+KO レコード有:公費+保険の併用

HO レコード無+KO レコード有:公費単独

レコード種別

ν	コード種別	₹- \ *	バ仆	識別情報	備考
医療機関	関情報レコード			I R	保険医療機関単位データの先頭に記録必須
レセプト	- 共通レコード			RE	レセプト単位データの先頭に記録必須
	保険者レコード			НО	医療保険レセプトの場合に記録
セプ	公費レコード			КО	公費負担医療レセプトの場合に記録
セプト情報	国保連固有情報レコード			КН	国保連固有情報の場合に記録
報	包括評価対象外理由レコード			GR	包括評価の対象外となった理由を記録
傷病名レ	ノコード			SY	傷病名を記録
摘	診療行為レコード			SI	診療行為を記録
要	医薬品レコード			ΙY	医薬品を記録
情	特定器材レコード			ТО	特定器材を記録
報	コメントレコード	44.44		СО	コメントを記録
症状詳証	· ピレコード	英数	2	S J	症状詳記を記録
	臓器提供医療機関情報レ コード			ТІ	臓器提供医療機関単位データの先頭に記録必須
	臓器提供者レセプト情報 レコード			TR	臓器提供者レセプト単位データの先頭に記録必須
臓	臓器提供者請求情報レコ ード			TS	臓器提供者レセプトの請求情報として記録必須
提供	傷病名レコード			SY	傷病名を記録
者レヤヤ	診療行為レコード			S I	診療行為を記録
臓器提供者レセプト情報	医薬品レコード			ΙΥ	医薬品を記録
情報	特定器材レコード			ТО	特定器材を記録
	コメントレコード			СО	コメントを記録
	症状詳記レコード			s J	症状詳記を記録
診療報酬	州請求書レコード			GO	医療機関単位データの最後に記録必須

光ディスク等又はオンラインによる請求の規格及び方式 オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(医科用)

http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/receMenu/doReceInfo

レセプト共通レコード (RE)

イ レセプト共通情報 レセプト共通レコード

項目	₹ - `	最大バイ	項目形式	記 録 内 容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	"RE"を記録する。	
レセプト番号	数字	6	可変	 レコードが属するレセプト番号を記録する。 レセプト番号は、レセプト記録順に1から昇順に連続番号を記録する。 	
レセプト種別	数字	4	固定	レセプト種別コード(別表5)を記録する。	
診療年月	数字	5	固定	 診療年月を和暦で年号区分コード(別表4)を含めて記録する。 数字"GYYMM"の形式で記録する。 	
氏名	英数 又は 漢字	4 0	可変	1 姓名を記録する。 2 姓と名の間に1文字分の"スペース"を記録する。 3 モード毎の文字数の上限は、次のとおりとする。 英数:40文字 漢字:20文字 4 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。	
男女区分	数字	1	固定	男女区分コード(別表6)を記録する。	
生年月日	数字	7	固定	 生年月日を和暦で年号区分コード(別表4)を含めて記録する。 数字 "GYYMMDD" の形式で記録する。 	

以下省略

レセプト種別コード

別表5 レセプト種別コード(医科)

コード名	コード	社会保険	食診療報酬支払基金				国民健康保険	団体連合会	
	1111	医科・医保単独	・本人	・入院	医科	 国保単¾ 	ŧ	・世帯主	・入院
	1112	n • n	・本人	・入院外	"	• "		・世帯主	・入院外
	1113	n • n	・未就学者	・入院	"	· "		・未就学者	・入院
	1114	n • n	・未就学者	・入院外	"	• <i>n</i>		・未就学者	・入院外
	1115	n • n	・家族	・入院	"	· "		・その他	・入院
	1116	n • n	· 家族	・入院外	"	• "		・その他	・入院外
	1117	" · " · 高齢	受給者一般・低所得者	・入院	"	• "	 高齢受給者 	一般・低所得者	・入院
	1118	〃・ 〃・高齢	受給者一般・低所得者	・入院外	"	• "	 高齢受給者- 	一般・低所得者	・入院外
	1119	n • n	· 高齢受給者 7	割・入院	"	· "		・高齢受給者7割	・入院
	1110	n • n	· 高齢受給者 7	割・入院外	IJ.	• "		・高齢受給者7割	・入院外
	1121	"・医保と1種の公	費併用・本人	・入院	"	・国保と1	種の公費併用	・世帯主	・入院
	1122	n • n	・本人	・入院外	"	• "		・世帯主	・入院外
	1123	n • n	・未就学者	・入院	"	• "		・未就学者	・入院
	1124	n • n	・未就学者	・入院外	IJ.	• "		・未就学者	・入院外
	1125	n • n	· 家族	・入院	IJ.	• "		その他	入院

	1211	"・公費単独	・入院		
	1212	n • n	・入院外		
	1 2 2 1	"・2種の公費併用	入院		
	1 2 2 2	<i>n</i> • <i>n</i>	・入院外		
	1 2 3 1	"・3種の公費併用	・入院		
	1 2 3 2	<i>11</i> • <i>11</i>	・入院外		
	1 2 4 1	"・4種の公費併用	・入院		
	1 2 4 2	n • n	・入院外		
	1317	" ・後期高齢者単独	・一般・低所得者・入院	医科·後期高齢者単独	・一般・低所得者・入院
レセプト	1318	n • n	・一般・低所得者・入院外	и • и	・一般・低所得者・入院外
種別	1319	<i>11</i> • <i>11</i>	7割入院	и • и	7割入院
(医科)	1310	<i>n</i> • <i>n</i>	7割入院外	<i>n</i> • <i>n</i>	7割入院外
((247)	1 3 2 7	"後期高齢者と1種の)公費併用	"・後期高齢者と1種の	公費併用
			・一般・低所得者・入院		・一般・低所得者・入院
	1 3 2 8	<i>n</i> • <i>n</i>	・一般・低所得者・入院外	и • и	・一般・低所得者・入院外

医科、DPC、調剤、歯科によって異なるので要注意

レセプト(調剤)の医薬品レコード(IY)

(ウ) 医薬品レコード

	米加レー	•					
項	目	モート゛	最大 バ 仆	項目 形式	記録內容	備	考
レコード譜	レコード識別情報 英数 2 固定 "IY"を記録する。						
負担区分 英数 1 固定		固定	負担区分コード(別表13)を記録する。				
医薬品コー	- F	数字	9	固定	別に定める医薬品コードを記録する。		
使用量	### 数字 11 可変 は 医薬品の使用量を記録する。 2 整数部5桁、小数部5桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 3 保険外併用療養費支給対象医薬品の場合は、記録を省略しても差し支えない。						
予備		数字	7	可変	記録を省略する。		
予備		数字	1	可変	記録を省略する。		
	コード	数字	1	可変	計量混合等を行った場合は、混合区分コード(別表 1 6)を、該当するすべての医薬品に記録する。		
混合区分	枝	数字	1	可変	1 処方内において計量混合等同一の混合を 2 回以上行った場合は、該当するすべての医薬品に"1"からの連番を記録する。		
配合不適区	1 「刹形」が「内服」で、1調剤行為に当たって、調 剤技術上から配合不適と見なした医薬品がある場合 は、配合不適となることがわかるように区分する"1" からの連番を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。						
1 回用量 数字 1 1 可変 1 医薬品の1回用量を記録する。 2 整数部5桁、小数部5桁として、整数部と小数部に 数点で区切り記録する。 3 1回用量の記録は任意とする。		2 整数部 5 桁、小数部 5 桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。					

負担区分コード ※レセプト (調剤) にて利用

別表13 負担区分コード

		負担区分コード	医保	公費①	公費②	公費③	公費④
		1	0				
		5		0			
	1者	6			0		
医		В				0	
保		C					0
		2	0	0			
٢		3	0		0		
公		Е	0			0	
費		G	0				0
又	o +r	7		0	0		
	2者	Н		0		0	
は		I		0			0
公		J			0	0	
費		K			0		0
٢		L				0	0
		4	0	0	0		
公		M	0	0		0	
費		N	0	0			0
か		О	0		0	0	
併	o +r	P	0		0		0
用	3者	Q	0			0	0
113		R		0	0	0	
		S		0	0		0
		T		0		0	0
		U			0	0	0
		V	0	0	0	0	
		W	0	0	0		0
	4者	X	0	0		0	0
		Y	0		0	0	0
		Z		0	0	0	0
	5者	9	0	0	0	0	0

注1 ○は請求点数のある管掌(法別)である。

² 国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者医療については、医療保険を国民健康保険、退職者医療又は後期高齢者 医療と読み替える。

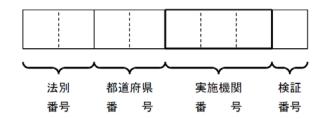
公費レコード (KO)

	項 目	₹ −}*	最大 パ 仆	項目 形式	記 録 內 容	備考
レコ	ード識別情報	英数	2	固定	"KO"を記録する。	
	負担者番号	英数	8	固定	医療券等に記入されている公費負担者番号 8桁を記録する。	
公費負担医療	受給者番号	数字	7	可変	1 医療券等に記入されている受給者番号7 桁を記録する。 2 受給者番号が7桁に満たない場合は、先 頭から"0"を記録し、7桁で記録する。 3 医療観察法(法別30)の場合は、記録 を省略する。	
794	任意給付区分	数字	1	可変	1 国民健康保険又は退職者医療の場合で公 費負担者に任意給付があるときは、"1" を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
診療	実日数	数字	2	可変	公費負担医療の診療実日数を記録する。	
合計	点数	数字	8	可変	公費負担医療の合計点数を記録する。	
	公費	数字	8	可変	1 医療券等に記入されている公費負担医療 に係る患者の負担額を記録する。 2 公費負担医療に係る患者の負担額がない 場合は、記録を省略する。	
負担金額	公費給付対象 外来一部負担金	数字	6	可変	1 医療保険と公費負担医療併用又は後期高 齢者医療と公費負担医療併用であって、外 来一部負担金相当額を公費負担医療が給付 する場合において、当該外来一部負担金相 当額の一部を公費負担医療が給付するとき は、公費負担医療に係る給付対象額を記録 する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
454	公費給付対象 入院一部負担金	数字	6	可変	1 医療保険と公費負担医療併用又は後期高 齢者医療と公費負担医療併用であって、入 院一部負担金相当額を公費負担医療が給付 する場合において、当該入院一部負担金相 当額の一部を公費負担医療が給付するとき は、公費負担医療に係る給付対象額を記録 する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
予備		数字	5	可変	記録を省略する。	
食事療養・	回数	数字	2	可変	1 公費の食事療養及び生活療養の食事回数 を記録する。 2 入院外レセプトの場合は、記録を省略す る。	
・生活療養	合計金額	数字	8	可変	1 公費の食事療養及び生活療養の合計金額 を記録する。 2 入院外レセプトの場合は、記録を省略す る。	

公費負担者番号(8桁)

第2 公費負担者番号

1 公費負担者番号は、次のように法別番号2桁、都道府県番号2桁、実施機関番号3桁、検証番号1 析、計8桁の算用数字を組み合わせたものとする。



- 2 法別番号は、公費負担医療制度の種類ごとに別表1の(3)に定める番号とする。
- 3 都道府県番号は、4の公費負担医療実施機関の所在地の都道府県ごとに、別表2に定める番号とする。
- 4 実施機関番号は、公費負担医療制度の種類ごとに公費負担医療主管行政庁又は公費負担医療実施機 関が定める。
- 5 検証番号は、第1の5の例により定める。
- 6 公費負担者番号の管理は、各公費負担医療に係る第2の4の実施機関番号設定者において行うこと とし、公費負担者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡す るものとする。

例

事務所名 公費負担者番号 (生活保護法)

京都府山城広域振興局 12260014

(健康福祉部乙訓保健所) 京都府山城広域振興局

12260022 (健康福祉部山城北保健所)

http://kouhihutan.mikiseikeigeka-painclinic.com/kyotohu/

福祉事務所現況調査 2009 年 全国1,242 か所 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001067381

平成 23 年医療扶助実態調査における名寄せ方法

以下の通り、名寄せを実施することとする。

・「氏名」「男女区分」「生年月日」「公費負担者番号」「診療年月」が全て一致するレセを 1受診者へ名寄せする。

(これは「匿名化 ID2」「公費負担者番号」「診療年月」が全て一致するレセを 1受診者に名寄せすることに等しい)

- ※「匿名化 ID1」:「公費負担者番号」「受給者番号」「男女区分」「生年月日」からの ID
- ※「匿名化 ID2」:「氏名」「男女区分」「生年月日」からの ID

(上記匿名化方法は、NDBと同じ方法)

[背景]

(「氏名」「男女区分」「生年月日」「公費負担者番号」の一致を条件にする背景)

- ・同一の被保護人に対し、公費負担者によっては、毎月異なる受給者番号を付与している。
 - ⇒受給者番号を名寄せに用いることは不適当
 - ⇒「匿名化 ID1」を用いず、「匿名化 ID2」を用いることが適当
- ・受給者番号は、各公費負担者が独立に付与している。
 - ⇒名寄せに公費負担者番号の一致を条件へ入れることが必要
- ・上記2点より
 - ⇒「匿名化 ID2」「公費負担者番号」の一致を条件とすることが適当
 - ⇒「氏名」「男女区分」「生年月日」「公費負担者番号」の一致を条件とすることが適当

※なお、この条件は、富士通エフ・アイ・ピー株式会社提示の案である以下の条件と同等。 「匿名化 ID1」「匿名化 ID2」一致 もしくは 「匿名化 ID2」「公費負担者番号」一致 同等であることは、以下の通り「匿名化 ID」を分解することから分かる。

- 上記条件=「公費負担者番号」「受給者番号」「男女区分」「生年月日」「氏名」「男女区分 「生年月日」一致 もしくは「氏名」「男女区分」「生年月日」「公費負担者番号」 一致
 - =「公費負担者番号」「受給者番号」「氏名」「男女区分」「生年月日」一致 もしくは「氏名」「男女区分」「生年月日」「公費負担者番号」一致
 - =「受給者番号」「氏名」「男女区分」「生年月日」「公費負担者番号」一致 もしくは「氏名」「男女区分」「生年月日」「公費負担者番号」一致
 - =「氏名」「男女区分」「生年月日」「公費負担者番号」一致

(「診療年月」の一致も条件に加える背景)

・本調査では、請求年月(=審査年月)の前月または前々月の診療年月のレセプトが調査対象
 ⇒ほとんどの受診者へは、一ヶ月分のレセプトが名寄せされる。

その中、たまたま2ヶ月分のレセプトが発行されていた受診者に対しては、「診療年月」 の一致も条件に加えないと、2ヶ月分のレセプトが名寄せされてしまい、不必要な異常 値を示すことになってしまう(例えば、2ヶ月分の医療費を合算するため、1ヶ月では平 均的でも、医療費が高い受診者と目されてしまう)。

⇒不必要な異常値を排除するために「診療年月」の一致も条件とすることが必要

公費負担医療制度 法別番号

	区	分	法別番号	制度の略称
	戦傷病者特別	〇療養の給付(法第10条関係)	1 3	-
公	援護法による	〇更生医療 (法第20条関係)	1 4	ı
	原子爆弾被爆者に 対する援護に関 する法律による	〇認定疾病医療(法第10条関係)	1 8	ı
	感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律による	〇新感染症の患者の入院(法第37条関係)	29	ı
費		で重大な他害行為を行った者の医療及び観 による医療の実施に係る医療の給付(法第	30	ı
負	感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律による	〇結核患者の適正医療(法第37条の2関 係)	1 0	(感37の2)
		〇結核患者の入院(法第37条関係)	1 1	(結核入院)
	精神保健及び精神 障害者福祉に関 する法律による	〇措置入院(法第29条関係)	20	(精29)
担	障害者総合支援法による	〇精神通院医療(法第5条関係)	2 1	(精神通院)
		〇更生医療 (法第5条関係)	1 5	ı
		〇育成医療 (法第5条関係)	1 6	-
医		〇療養介護医療(法第70条関係)及び基 準該当療養介護医療(法第71条関係)	2 4	-
	麻薬及び向精神薬	取締法による入院措置(法第58条の8関	2 2	-

	係)			
療	感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律による	〇一類感染症等の患者の入院(法第37条 関係)	2 8	(感染症入院)
	児童福祉法による	〇療育の給付(法第20条関係)	1 7	-
制		○肢体不自由児通所医療(法第21条の5 の28関係)及び障害児入所医療(法第24 条の20関係)	79	-
	原子爆弾被爆者に 対する援護に関 する法律による	〇一般疾病医療費(法第18条関係)	19	-
	母子保健法による養育医療 (法第20条関係)		2 3	-
	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援(法第19条の2 関係)		5 2	_
	難病の患者に対す る医療等に関する 法律による	〇特定医療(法第5条関係)	5 4	-
度	特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費		5 1	-
	肝炎治療特別促進	事業に係る医療の給付	3 8	-
	児童福祉法の措置等に係る医療の給付		5 3	-
	石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給 (法第4条関係)			-
		レス感染症給付費等の支給に関する特別措 を費及び母子感染症防止医療費の支給(法	6 2	-

第12条第1項及び第13条第1項関係)		
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条 第4項に規定する医療支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を 改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含 む。)	2 5	-
生活保護法による医療扶助 (法第15条関係)	1 2	(生保)

なお、法別番号 13、14、18、29、30 は、公費優先(全額国費)の公費医療

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について 保医発 0325 第 6 号 平成 28 年 3 月 25 日

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000117816.pdf 別表 1 法別番号および制度の略称表 (3) より

高確法

高齢者の医療の確保に関する法律

(昭和五十七年法律第八十号)

第十六条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、 実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、 その結果を公表するものとする。

- 一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で 定める事項
- 二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 2 保険者及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

診療報酬請求書等の記載要領等

留意点がいくつかあるので、要確認。

- 9 「公費負担」欄の「公費と公費の併用」欄について
 - (1) 公費負担医療のみで2種以上の公費負担医療の併用が行われた場合には、当該併用の者に係る 明細書分を記載すること。公費負担医療が2種の場合、例えば生活保護法に係る分と感染症法に

よる結核患者の適正医療に係る分とを併せて請求する場合には 1.2 (4

12(生保) 欄に記載す

ることとし、これ以外の公費負担医療の組合せについて請求する場合には、空欄にそれぞれの 公費負担医療の法別番号を記載し、当該公費負担医療に係る分を記載すること。

なお、特例的に、生活保護法、感染症法による結核患者の適正医療及び障害者総合支援法の3種の公費負担医療の併用の場合があるが、この場合は、空欄を取り繕ってそれぞれの公費負担医療の法別番号を記載し、当該公費負担医療に係る分を記載すること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

保医発 0325 第 6 号 平成 28 年 3 月 25 日

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000117816.pdf